

燕市障がい者基本計画、第6期燕市障がい福祉計画、第2期燕市障がい児福祉計画（素案）の主な修正に係る新旧対照表

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
1	全体	【修正理由】 本計画の文中にある「障がい児」、「障がい児等」及び「障がいのある子ども」の文言については、法律等で規定されている場合を除き、統一するよう変更したもの。 （例） 第2章 燕市の障がいのある人の状況 2 アンケート調査の概要 （1）調査の概要 調査目的 令和3年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画」を策定するため、18～64歳の障がいのある人と、18歳未満の障がいのある子どもを対象としたアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。	（例） 第2章 燕市の障がいのある人の状況 2 アンケート調査の概要 （1）調査の概要 調査の目的 令和3年度を初年度とする「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画・燕市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するため、18～64歳の障がい者と18歳未満の障がい児を対象としたアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）
2	6～9	【修正理由】 「燕市成年後見制度利用促進基本計画」については、本計画ではなく、福祉の各分野における共通的な事項を定め、上位計画として位置づけられている「地域福祉計画」の中で記載することが適当であることから、内容を変更するもの。 また、本計画内にて使用される「障がいのある子ども」について、パブコメでの意見を踏まえ、「障がいの疑いのある子ども」も含まれることが明確になるよう変更したもの。 第 1 章 策定にあたって 1 計画策定の主旨 本市は平成 29 年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期燕市障がい児福祉計画」では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、基本理念である「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」を共有しながら障がい者施策の推進に取り組んできました。 この度、「燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期燕市障がい児福祉計画」の計画期間終了に伴い、国・県の動向や障がいのある人のニーズ※ 1、これまでの計画の実績等を踏まえ、「燕市障がい者基本計画・第 6 期燕市障がい福祉計画・第 2 期燕市障がい児福祉計画」を策定するものです。	第 1 章 策定にあたって 1 計画策定の主旨 本市は平成 29 年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期燕市障がい児福祉計画」では、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」に向け、＊ノーマライゼーション、＊リハビリテーションの理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、計画に取り組んできました。 本市の現状として、人口減少が続いている一方で障がいのある人の人数は横ばいであり、総人口に占めるその割合は緩やかな増加傾向にあります。 このような状況のなか、障害のある人への支援については難病や発達障害、高次脳機能障害等、対象者の幅も

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）
			広く、専門知識を備えた支援者が必要とされています。 また、障害のある人やその家族が直面する課題は一人ひとり異なるため、関係機関等が連携・協力し、障害福祉サービスはもとより、日常生活や社会生活全般においてもきめ細かな支援を行うことが求められています。 また、少子高齢化が加速し、医療・介護・福祉等生活の基本となる障害福祉サービスの適切な利用ができない人が増えています。 平成 28（2016）年 5 月 13 日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。 国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものとしています。 これらを踏まえ、「燕市障がい者基本計画・第 6 期燕市障がい福祉計画・第 2 期燕市障がい児福祉計画」と「燕市成年後見制度利用促進基本計画（障がい福祉）」

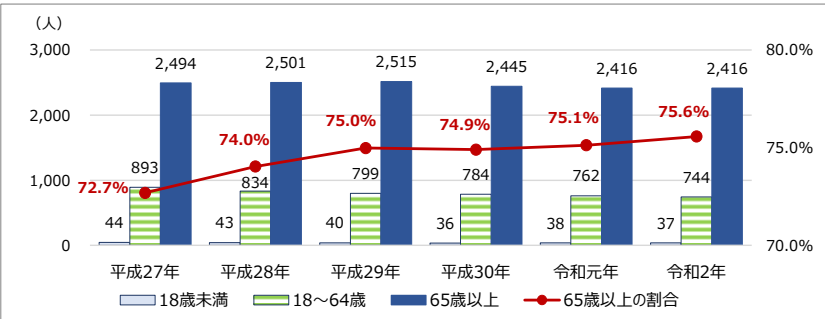
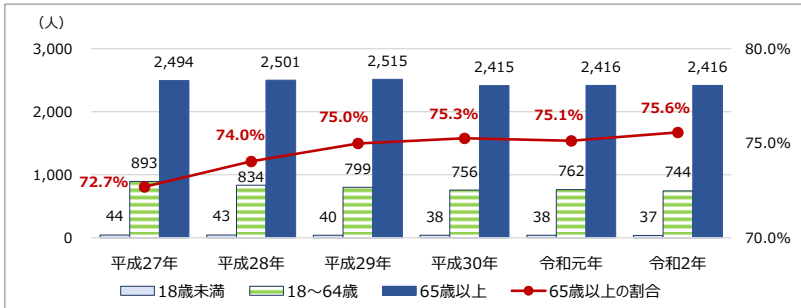
No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		2 計画の期間 本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。 なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。 3 計画の位置づけ 本計画は、「第2次燕市総合計画」を上位計画とし、障害者基本法※2第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法※3第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものです。	を一体的に策定し、障がい者施策の一層の充実に取り組みます。 2 計画の位置づけ 本計画は、「第2次燕市総合計画」を上位計画とし、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画一体的に策定したものです。 なお、本計画は「燕市地域福祉計画」をはじめとする市の関連計画との整合性を図っています。 また、国の障害者基本計画、新潟県健康福祉ビジョン、新潟県障害者計画、新潟県障害福祉計画、新潟県障害児福祉計画とも整合性を図ります。 3 計画の期間 本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。 なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		なお、本計画は「燕市地域福祉計画」をはじめとする市の関連計画との整合性を図っています。また、国の障害者基本計画、新潟県障害者計画、新潟県健康福祉ビジョン（新潟県地域福祉支援計画）、新潟県障害福祉計画、新潟県障害児福祉計画等とも整合を図ります。 図1-2 主な関連計画と位置づけ	図1-1 主な関連計画と位置づけ

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		4 計画の策定体制 （１）策定体制 ① 燕市障がい者自立支援協議会※６ 本計画の策定にあたっては、社会福祉課が事務を担当し、保健、医療及び福祉の関係者、学識経験者ならびに障がい者団体の代表などで構成する燕市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）において意見・提言を受けました。 ② 庁内関係部署との連携 計画策定にあたり、社会福祉課を中心に、庁内の各部局等と連携し、障がい福祉施策についての課題と目標を共有するとともに、県との連携を図りました。 （２）障がいのある人と家族のニーズの把握 障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、１８～６４歳の障がいのある人と１８歳未満の障がいのある子ども及び障がいの疑いのある子ども（以下、「障がいのある子ども」という。）を対象に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。 （３）市民意見の反映 市民から幅広い意見を聴取するため、計画の素案について、令和２年（２０２０年）１２月２１日から令	4 計画の策定体制 燕市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を計画策定の中核に据えながら、障がい当事者を含む市民、障がい福祉関係者、児童福祉関係者、学識経験者、本市の関係部署、県等から幅広く意見を聴取し、地域の現状と課題の把握に努めながら計画を策定しました。

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）
		和 3 年（2021）年 1 月 1 5 日の期間でパブリックコメントを実施しました。	

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																																						
3	10～ 12	【修正理由】 平成 30 年身体障害者手帳所持者に誤りがあったので、 図と表の修正を行ったもの。 第 2 章 燕市の障がいのある人の状況 1 障がい福祉の状況 （1）障がいのある人の状況 ①障害者手帳所持者の状況 表 2－1 総人口に占める手帳所持者総数の推移 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>平成 30 年</th></tr><tr><td colspan="2">総人口</td><td>80,091 人</td></tr><tr><td colspan="2">手帳所持者数</td><td>4,391 人</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>身体障がい者</td><td>3,265 人</td></tr><tr><td>知的障がい者</td><td>622 人</td></tr><tr><td>精神障がい者</td><td>504 人</td></tr><tr><td colspan="2">人口に占める割合</td><td>5.5%</td></tr></table>	区分		平成 30 年	総人口		80,091 人	手帳所持者数		4,391 人		身体障がい者	3,265 人	知的障がい者	622 人	精神障がい者	504 人	人口に占める割合		5.5%	第 2 章 燕市の障がいのある人の状況 1 障がい福祉の状況 （1）障がいのある人の状況 ①障害者手帳所持者の状況 表 2－1 総人口に占める手帳所持者総数の推移 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>平成 30 年</th></tr><tr><td colspan="2">総人口</td><td>80,091 人</td></tr><tr><td colspan="2">手帳所持者数</td><td>4,335 人</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>身体障がい者</td><td>3,209 人</td></tr><tr><td>知的障がい者</td><td>622 人</td></tr><tr><td>精神障がい者</td><td>504 人</td></tr><tr><td colspan="2">人口に占める割合</td><td>5.4%</td></tr></table>	区分		平成 30 年	総人口		80,091 人	手帳所持者数		4,335 人		身体障がい者	3,209 人	知的障がい者	622 人	精神障がい者	504 人	人口に占める割合		5.4%
		区分		平成 30 年																																					
総人口		80,091 人																																							
手帳所持者数		4,391 人																																							
	身体障がい者	3,265 人																																							
	知的障がい者	622 人																																							
	精神障がい者	504 人																																							
人口に占める割合		5.5%																																							
区分		平成 30 年																																							
総人口		80,091 人																																							
手帳所持者数		4,335 人																																							
	身体障がい者	3,209 人																																							
	知的障がい者	622 人																																							
	精神障がい者	504 人																																							
人口に占める割合		5.4%																																							

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）																								
		②身体障がいのある人の状況 図２－２ 身体障害者手帳所持者に占める 65 歳以上の割合  <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成 30 年</th></tr></thead><tbody><tr><td>手帳所持者数</td><td>3,265 人</td></tr><tr><td>18 歳未満</td><td>36 人</td></tr><tr><td>18～64 歳</td><td>784 人</td></tr><tr><td>65 歳以上</td><td>2,445 人</td></tr><tr><td>65 歳以上の割合</td><td>74.9%</td></tr></tbody></table>	区分	平成 30 年	手帳所持者数	3,265 人	18 歳未満	36 人	18～64 歳	784 人	65 歳以上	2,445 人	65 歳以上の割合	74.9%	②身体障がいのある人の状況 図２－２ 身体障害者手帳所持者に占める 65 歳以上の割合  <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成 30 年</th></tr></thead><tbody><tr><td>手帳所持者数</td><td>3,209 人</td></tr><tr><td>18 歳未満</td><td>38 人</td></tr><tr><td>18～64 歳</td><td>756 人</td></tr><tr><td>65 歳以上</td><td>2,415 人</td></tr><tr><td>65 歳以上の割合</td><td>75.3%</td></tr></tbody></table>	区分	平成 30 年	手帳所持者数	3,209 人	18 歳未満	38 人	18～64 歳	756 人	65 歳以上	2,415 人	65 歳以上の割合	75.3%
区分	平成 30 年																										
手帳所持者数	3,265 人																										
18 歳未満	36 人																										
18～64 歳	784 人																										
65 歳以上	2,445 人																										
65 歳以上の割合	74.9%																										
区分	平成 30 年																										
手帳所持者数	3,209 人																										
18 歳未満	38 人																										
18～64 歳	756 人																										
65 歳以上	2,415 人																										
65 歳以上の割合	75.3%																										

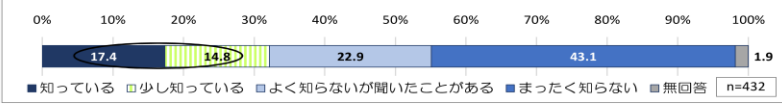
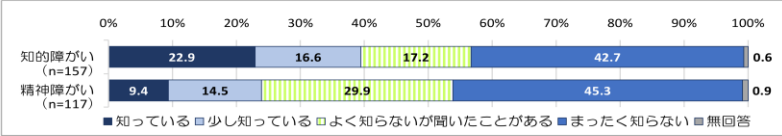
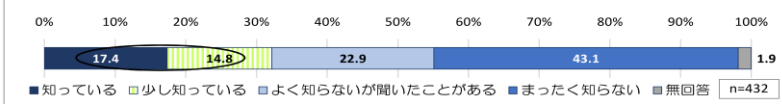
No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																																																																		
		表 2－3 身体障がい者の障がい部位別の推移 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>平成 30 年</th></tr><tr><td colspan="2">手帳所持者数</td><td>3,265 人</td></tr><tr><td rowspan="5"></td><td>視覚障がい</td><td>162 人</td></tr><tr><td>聴覚・平衡機能障がい</td><td>322 人</td></tr><tr><td>音声・言語・そしゃく機能障がい</td><td>42 人</td></tr><tr><td>肢体不自由</td><td>1,993 人</td></tr><tr><td>内部障がい</td><td>746 人</td></tr></table> 表 2－4 身体障害者手帳の等級別の推移 <table><tr><th>区分</th><th>平成 30 年</th></tr><tr><td>手帳所持者数</td><td>3,265 人</td></tr><tr><td>1 級</td><td>912 人</td></tr><tr><td>2 級</td><td>440 人</td></tr><tr><td>3 級</td><td>552 人</td></tr><tr><td>4 級</td><td>800 人</td></tr><tr><td>5 級</td><td>262 人</td></tr><tr><td>6 級</td><td>299 人</td></tr></table>	区分		平成 30 年	手帳所持者数		3,265 人		視覚障がい	162 人	聴覚・平衡機能障がい	322 人	音声・言語・そしゃく機能障がい	42 人	肢体不自由	1,993 人	内部障がい	746 人	区分	平成 30 年	手帳所持者数	3,265 人	1 級	912 人	2 級	440 人	3 級	552 人	4 級	800 人	5 級	262 人	6 級	299 人	表 2－3 身体障がい者の障がい部位別の推移 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>平成 30 年</th></tr><tr><td colspan="2">手帳所持者数</td><td>3,209 人</td></tr><tr><td rowspan="5"></td><td>視覚障がい</td><td>167 人</td></tr><tr><td>聴覚・平衡機能障がい</td><td>303 人</td></tr><tr><td>音声・言語・そしゃく機能障がい</td><td>42 人</td></tr><tr><td>肢体不自由</td><td>1,967 人</td></tr><tr><td>内部障がい</td><td>730 人</td></tr></table> 表 2－4 身体障害者手帳の等級別の推移 <table><tr><th>区分</th><th>平成 30 年</th></tr><tr><td>手帳所持者数</td><td>3,209 人</td></tr><tr><td>1 級</td><td>909 人</td></tr><tr><td>2 級</td><td>436 人</td></tr><tr><td>3 級</td><td>532 人</td></tr><tr><td>4 級</td><td>783 人</td></tr><tr><td>5 級</td><td>265 人</td></tr><tr><td>6 級</td><td>284 人</td></tr></table>	区分		平成 30 年	手帳所持者数		3,209 人		視覚障がい	167 人	聴覚・平衡機能障がい	303 人	音声・言語・そしゃく機能障がい	42 人	肢体不自由	1,967 人	内部障がい	730 人	区分	平成 30 年	手帳所持者数	3,209 人	1 級	909 人	2 級	436 人	3 級	532 人	4 級	783 人	5 級	265 人	6 級	284 人
区分		平成 30 年																																																																			
手帳所持者数		3,265 人																																																																			
	視覚障がい	162 人																																																																			
	聴覚・平衡機能障がい	322 人																																																																			
	音声・言語・そしゃく機能障がい	42 人																																																																			
	肢体不自由	1,993 人																																																																			
	内部障がい	746 人																																																																			
区分	平成 30 年																																																																				
手帳所持者数	3,265 人																																																																				
1 級	912 人																																																																				
2 級	440 人																																																																				
3 級	552 人																																																																				
4 級	800 人																																																																				
5 級	262 人																																																																				
6 級	299 人																																																																				
区分		平成 30 年																																																																			
手帳所持者数		3,209 人																																																																			
	視覚障がい	167 人																																																																			
	聴覚・平衡機能障がい	303 人																																																																			
	音声・言語・そしゃく機能障がい	42 人																																																																			
	肢体不自由	1,967 人																																																																			
	内部障がい	730 人																																																																			
区分	平成 30 年																																																																				
手帳所持者数	3,209 人																																																																				
1 級	909 人																																																																				
2 級	436 人																																																																				
3 級	532 人																																																																				
4 級	783 人																																																																				
5 級	265 人																																																																				
6 級	284 人																																																																				

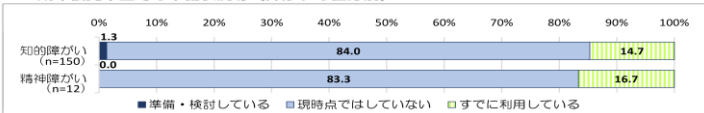
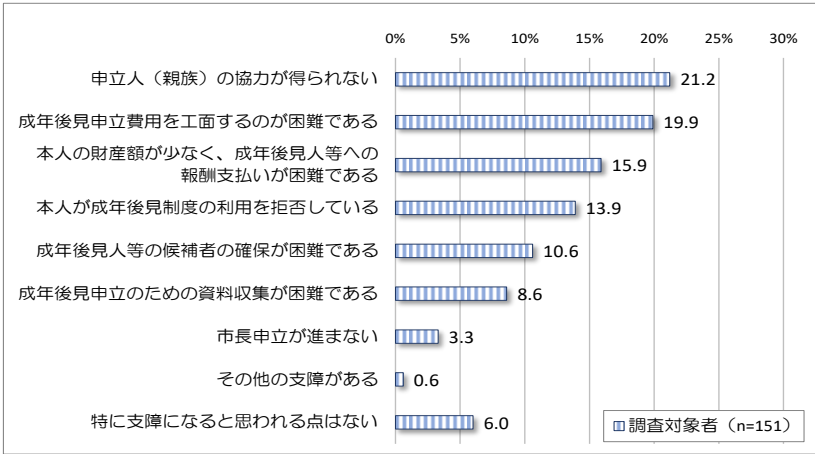
No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
4	39～ 40	【修正理由】 第4章(2)相談支援体制の機能強化との整合性を図りつつ、当市における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの取組をより明確に記載するため、必要な内容を変更したもの。 第3章 燕市障がい者基本計画 （１）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ④ 相談支援体制の強化 【現状と課題】 障がいのある人等が、地域で安心して暮らし続けることができるよう基幹相談支援センターが中心となり、相談支援に従事する者の資質の維持向上のための研修会や個別支援から見えてきた地域課題の抽出・検討など、相談支援体制の強化に継続的に取り組んできました。 アンケート結果から、前回の調査に比べ相談支援事業所があることを「知っている」との回答が増え、障害福祉サービス等の利用に伴う相談支援利用者数増加もあり、認知度は上がっています。一方で、約４割は相談支援事業所を認知していない現状もあります。 相談窓口の周知に加え、相談内容の複雑化・複合化により、多機関連携も求められています。様々な相談に対応するため、引き続き、相談支援事業所の周知を含めた体制整	第3章 燕市障がい者基本計画 （１）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ④ 相談支援体制の強化 【現状と課題】 障がいのある人等が、地域で安心して暮らし続けることができるよう基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の強化に取り組んできました。相談支援事業所を中心とした「相談支援機関連絡会」や「自立支援協議会相談支援専門部会」では、「地域課題の抽出」や資質の維持向上のために「研修会」等を継続的に実施しています。 アンケート結果から、前回の調査に比べ相談支援事業所があることを「知っている」との回答が増え、障害福祉サービス等の利用に伴う相談支援利用者数増加もあり、認知度はあがっています。一方で、約４割は相談支援事業所を認知していない現状もあります。 相談窓口の周知に加え、相談内容の複雑化・複合化により、多機関連携も求められています。様々な相談に対応するため、引き続き、相談支援事業所の周知を含めた体制整

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		備や相談支援に従事する者の資質向上等に取り組むことが必要です。 【今後の方向性】 障がいの多様化や相談内容の複雑化に伴い相談ニーズが拡大する中、全てのライフステージを通じて支援が途切れないような体制整備を図っていくため、基幹相談支援センターが中心となり、地域の様々な関係機関との連携強化や相談支援体制の整備、相談支援に従事する者の資質の維持向上に取り組みます。 基幹相談支援センターの事業については、引き続き自立支援協議会で報告を行い、事業の適切かつ積極的な運営の確保に取り組みます。 【施策の展開】 ○ 自立支援協議会において、基幹相談支援センター事業に関する報告を行い、事業の適正かつ積極的な運営の確保を図ります。 ○ 基幹相談支援センターがその役割を果たすことで、市内相談支援事業所全体の相談支援力の向上を図り、地域の相談体制の強化を進めます。 ○ 障がいのある人が困ったときなどに気軽に相談できるよう、市内相談支援事業所の周知を図ります。	備や相談支援に従事する者の資質向上等に取り組むことが必要です。 【今後の方向性】 障がいの多様化や相談内容の複雑化に伴う相談ニーズが拡大する状況を踏まえ、本人や家族の意思を尊重し、必要な障害福祉サービス等の支援につなげる役割を果たします。 また、障がいに係る相談窓口の充実を図り、関係機関が連携して、必要な情報や支援を提供できるような体制の構築を目指します。 全てのライフステージを通じて支援が途切れないような体制整備に向け、地域の相談窓口としての相談支援事業所の機能強化を図ります。 【施策の展開】 ○ 自立支援協議会にて、基幹相談支援センター事業に関する報告を行い、事業の適正かつ積極的な運営の確保を図ります。 ○ 基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の体制強化を図るとともに、相談支援専門員の資質の向上を図ります。 ○ 相談支援事業所の周知を図ります。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		○ 相談支援を通じて明らかになった地域の課題を発掘・集約し、市内相談支援事業所等と共有するとともに、その解決に向け協働して取組を行います。 ○ 全てのライフステージを通じて支援が途切れないような体制整備に向け、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。 ○ 障がいのある人等の様々な相談に対応できるよう、児童分野、高齢者分野など地域の関係機関と連携し、必要な支援が提供できるような体制の構築を図ります。 【燕市が目指す相談支援体制について】	○ 地域課題を発掘・集約し、解決に向けた取組を行います。 ○ 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関によるネットワークを構築し、連携体制を強化します。 ○ 児童分野、高齢分野など地域の関係機関との連携し、必要な支援が提供できるような体制の構築を図ります。

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）
5	43～ 45	【修正理由】 「燕市成年後見制度利用促進基本計画」は、「燕市地域福祉計画」内にて策定することにしたため、第 5 章を削除し、成年後見制度利用促進に関する内容を第 3 章に追加したものの。 第 3 章 燕市障がい者基本計画 4 施策の方向性（基本施策） (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ⑥ 成年後見制度利用の促進 【現状と課題】 市民や福祉関係者を対象とした講座や研修をとおして、制度の周知を行っています。また、障がいのある人やその親族、関係機関等からの成年後見に係る相談に対応するとともに、制度利用の費用を助成することで、制度の利用促進を図ってきました。 社会福祉協議会など関係機関とは協議を重ね、地域におけるネットワーク形成や中核的な機関の設置に向けた検討が続いているところです。 これらの取組を推進し、成年後見制度の普及・啓発を図っていく必要があります。 また、社会福祉協議会が行った調査によると、成年後見の申し立てを準備・検討している人は多くないことがわかります。成年後見制度の申し立てを行う上での支障は経済	第 3 章 燕市障がい者基本計画 4 施策の方向性（基本施策） (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ⑥ 成年後見制度利用の促進 【現状と課題】 市民や福祉関係者を対象とした講座や研修をとおして、制度の周知を行っています。また、障がいをお持ちの人やその親族、関係機関等からの成年後見に係る相談に対応するとともに、制度利用の費用を助成することで、制度の利用促進を図ってきました。 社会福祉協議会など関係機関とは協議を重ね、地域におけるネットワーク形成や中核的な機関の設置に向けた検討が続いているところです。 これらの取組を推進し、成年後見制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		的理由が大きく、助成を充実させることで制度利用の促進を図っていく必要があります。 ※アンケート調査の間『あなたは、「成年後見制度」を知っていますか』について知的障がいと精神障がいに係るグラフを追加します。 あなたは、「成年後見制度」を知っていますか 「知っている」と「少し知っている」を合わせると32.2%となっています。  ※ 平成29年調査時は選択肢が2つで、「知っている」が39.4%、「知らない」が56.0%となっています（無回答4.6%） 	あなたは、「成年後見制度」を知っていますか 「知っている」と「少し知っている」を合わせると32.2%となっています。  ※ 平成29年調査時は選択肢が2つで、「知っている」が39.4%、「知らない」が56.0%となっています（無回答4.6%）

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																																																								
		※「成年後見制度の申し立ての準備・検討状況」に係る考察及びグラフを追加します。 成年後見制度の申し立ての準備・検討状況 調査対象者 390 人のうち、「準備・検討をしている」のは全体の 1.5%、6 人とどまりました（うち認知症高齢者 4 人、知的障がい者 2 人）。大多数は「現時点ではしていない」状況です。 ■ 成年後見申立ての準備状況等  <table><tr><th>準備状況</th><th>割合 (%)</th><th>人数</th></tr><tr><td>準備・検討している</td><td>1.5</td><td>6</td></tr><tr><td>現時点ではしていない</td><td>89.0</td><td>347</td></tr><tr><td>すでに利用している</td><td>9.5</td><td>37</td></tr></table> ■ 成年後見申立ての準備状況等（障がいの区分別）  <table><tr><th>障がいの区別</th><th>準備状況</th><th>割合 (%)</th><th>人数</th></tr><tr><td rowspan="3">知的障がい (n=150)</td><td>準備・検討している</td><td>1.3</td><td>2</td></tr><tr><td>現時点ではしていない</td><td>84.0</td><td>126</td></tr><tr><td>すでに利用している</td><td>14.7</td><td>22</td></tr><tr><td rowspan="3">精神障がい (n=12)</td><td>準備・検討している</td><td>0.0</td><td>0</td></tr><tr><td>現時点ではしていない</td><td>83.3</td><td>10</td></tr><tr><td>すでに利用している</td><td>16.7</td><td>2</td></tr></table> ※ 令和2年6月 社会福祉協議会実施「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」より 成年後見制度の申し立てを行う上で支障になると思われること  <table><tr><th>支障になると思われる点</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>申立人（親族）の協力が得られない</td><td>21.2</td></tr><tr><td>成年後見申立費用を工面するのが困難である</td><td>19.9</td></tr><tr><td>本人の財産額が少なく、成年後見人等への報酬支払いが困難である</td><td>15.9</td></tr><tr><td>本人が成年後見制度の利用を拒否している</td><td>13.9</td></tr><tr><td>成年後見人等の候補者の確保が困難である</td><td>10.6</td></tr><tr><td>成年後見申立のための資料収集が困難である</td><td>8.6</td></tr><tr><td>市長申立が進まない</td><td>3.3</td></tr><tr><td>その他の支障がある</td><td>0.6</td></tr><tr><td>特に支障になると思われる点はない</td><td>6.0</td></tr></table> 調査対象者（n=151） ※ 令和2年6月 社会福祉協議会実施「燕市における成年後見制度に関する実態把握調査」より	準備状況	割合 (%)	人数	準備・検討している	1.5	6	現時点ではしていない	89.0	347	すでに利用している	9.5	37	障がいの区別	準備状況	割合 (%)	人数	知的障がい (n=150)	準備・検討している	1.3	2	現時点ではしていない	84.0	126	すでに利用している	14.7	22	精神障がい (n=12)	準備・検討している	0.0	0	現時点ではしていない	83.3	10	すでに利用している	16.7	2	支障になると思われる点	割合 (%)	申立人（親族）の協力が得られない	21.2	成年後見申立費用を工面するのが困難である	19.9	本人の財産額が少なく、成年後見人等への報酬支払いが困難である	15.9	本人が成年後見制度の利用を拒否している	13.9	成年後見人等の候補者の確保が困難である	10.6	成年後見申立のための資料収集が困難である	8.6	市長申立が進まない	3.3	その他の支障がある	0.6	特に支障になると思われる点はない	6.0	
準備状況	割合 (%)	人数																																																									
準備・検討している	1.5	6																																																									
現時点ではしていない	89.0	347																																																									
すでに利用している	9.5	37																																																									
障がいの区別	準備状況	割合 (%)	人数																																																								
知的障がい (n=150)	準備・検討している	1.3	2																																																								
	現時点ではしていない	84.0	126																																																								
	すでに利用している	14.7	22																																																								
精神障がい (n=12)	準備・検討している	0.0	0																																																								
	現時点ではしていない	83.3	10																																																								
	すでに利用している	16.7	2																																																								
支障になると思われる点	割合 (%)																																																										
申立人（親族）の協力が得られない	21.2																																																										
成年後見申立費用を工面するのが困難である	19.9																																																										
本人の財産額が少なく、成年後見人等への報酬支払いが困難である	15.9																																																										
本人が成年後見制度の利用を拒否している	13.9																																																										
成年後見人等の候補者の確保が困難である	10.6																																																										
成年後見申立のための資料収集が困難である	8.6																																																										
市長申立が進まない	3.3																																																										
その他の支障がある	0.6																																																										
特に支障になると思われる点はない	6.0																																																										

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）																		
		【今後の方向性】 障がいの重度化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を守るため、意思決定の支援、成年後見制度の周知を図ります。また、生活困窮等のために成年後見制度の利用が困難な人に対する必要な助成について検討していきます。 社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。 併せて、「地域連携ネットワーク」を構成するため、複雑・多様化するニーズに対しても専門的に対応できる成年後見人等を育成し、その活動を支援していきます。 成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法的に支援する制度です。 成年後見制度には、次のようなタイプがあります。 <table><tr><th>区分</th><th>本人の判断能力</th><th colspan="2">援 助 者</th></tr><tr><td>補助</td><td>不十分</td><td>補助人</td><td rowspan="3">監督人を選任すること があります</td></tr><tr><td>保佐</td><td>著しく不十分</td><td>保佐人</td></tr><tr><td>後見</td><td>欠けているのが通常の状態</td><td>成年後見人</td></tr><tr><td>任意後見</td><td colspan="3">本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。</td></tr></table> 援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。 ※出典：「成年後見制度を利用される方のために」家庭裁判所 令和元年10月リーフレット	区分	本人の判断能力	援 助 者		補助	不十分	補助人	監督人を選任すること があります	保佐	著しく不十分	保佐人	後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。			【今後の方向性】 障がいの重度化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を守るため、意思決定の支援、成年後見制度の周知を図ります。 また、社会福祉協議会の福祉後見・権利擁護センター運営委員会など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」構築を図ります。
区分	本人の判断能力	援 助 者																			
補助	不十分	補助人	監督人を選任すること があります																		
保佐	著しく不十分	保佐人																			
後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人																			
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。																				

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
6	56	【修正理由】 前回の自立支援協議会での意見を踏まえて、内容を変更したものの。 第3章 燕市障がい者基本計画 4 施策の方向性（基本施策） (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ⑫ 防災・防犯体制の整備 【施策の展開】 ○ 障がいのある人に対する避難所での対応や福祉避難所の在り方等について、引き続き関係機関と検討するとともに、訓練等を通じ対応力向上に努めます。	第3章 燕市障がい者基本計画 4 施策の方向性（基本施策） (1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり ⑫ 防災・防犯体制の整備 【施策の展開】 ○ 障がいのある人に対する指定避難所での対応や、福祉避難所への移動及び避難所の運営等に加え、指定避難所での障がい者への対応方法についても検討します。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
7	57	【修正理由】 国においては、障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わるなど障害者雇用の促進に向けた施策が進められている。当市においては、一般就労への移行促進に加え、福祉的就労の充実にも取り組んできたが、その取組をさらに進めるため、今後は就労継続支援B型に加えて就労継続支援A型にも拡大した施策を実施する必要がある、内容を変更したものの。 第3章 燕市障がい者基本計画 4 施策の方向性（基本施策） (2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり ⑥ 雇用・就労、経済的自立支援の推進 【現状と課題】 障がいのある人の雇用促進については、平成30年4月より障害者雇用義務の対象として精神障がい者が加わり、令和3年3月には経過措置の特例が廃止され、一般事業主の法定雇用率※29は2.3%に引き上げられました。このような状況の中、巻公共職業安定所管内の企業における障がいのある人の実雇用率については、令和元年6月1日時点で2.25%（前年2.11%）と、県の2.12%（前年2.06%）を上回っています。福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業やハローワーク等の関係機関との連携強化や障がいに関する普及啓発、	第3章 燕市障がい者基本計画 4 施策の方向性（基本施策） (2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり ⑥ 雇用・就労、経済的自立支援の推進 【現状と課題】 障がいのある人の雇用促進については、平成30年度より障害者雇用義務の対象として精神障がい者が加わり、法定雇用率が2.2%に引き上げられました。このような状況の中、巻公共職業安定所管内の企業における障がいがある人の実雇用率については、令和元年6月1日時点で2.25%（前年2.11%）で、県の2.12%（前年2.06%）を上回っています。福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業やハローワーク等の関係機関との連携強化や就労支援専門部会での取組などを行ってきましたが、引き続き、関係機関と連携した取組強化が求められています。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		福祉施設と企業との相互理解の促進などを行ってきましたが、引き続き地域の関係機関と連携した取組が求められています。 市内の障害者就労施設等に通って働く人の工賃収入を向上させ、経済的自立の促進を図るため、企業等からの受注促進や自主生産品の販路拡大のほか、農業と福祉の連携などの取組を行ってきました。令和元年度には、市内の就労継続支援B型事業所8か所全てが月額工賃1万円を達成しましたが、新規に開設される就労継続支援B型事業所や利用ニーズが高まっている就労継続支援A型事業所においても工賃の確保が課題となることから、今後は就労継続支援A型事業所も含め、福祉的就労※30の充実に向けた取組を行う必要があります。	市内の障がい者就労施設等に通って働く人の工賃収入を向上させ、経済的自立支援の推進を図るため、企業等からの受注促進や自主生産品の販路拡大のほか、農業と福祉の連携などの取組を行ってきました。令和元年度には、市内の就労継続支援B型事業所8か所全てが月額工賃1万円を達成しましたが、新規開設の就労継続支援B型事業所もあることから、今後も福祉的就労の充実に向けた取組を行う必要があります。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
8	63	【修正理由】 障がいのある子どもの支援については、燕市では「つながる支援体制」に重点を置いて取組を行ってきたことを踏まえ、児童発達支援センターに係る成果目標を変更し、より分かりやすい文言に変更したもの。 第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 (1) 障がい児等支援の体制整備【第2期燕市障がい児福祉計画部分】 【現状と課題】 障がいのある子どもの支援は、ライフステージに沿って地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。 燕市では、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署による協議を進め、つながる支援体制を構築しました。今後、保健センター、幼稚園・保育園・認定こども園、学校及び令和2年4月から市役所に開設された「妊娠からの子育て相談コーナー」等と連携し、早期からの切れ目のない支援を充実・強化させていく必要があります。 児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設であり、児童福祉施設と定義されていることから、人員配置	第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 (1) 障がい児等支援の体制整備【第2期燕市障がい児福祉計画部分】 【現状と課題】 前期計画では、『つながる支援体制の構築を図る。』『児童発達支援センターの在り方について検討する。』『保育所等訪問支援を実施する事業所の確保に努める。』『重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。』『医療的ケア児支援のための協議の場について検討する。』を成果目標に掲げました。 つながる支援体制については、乳幼児期から学校卒業後まで途切れない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署による協議を進め、連携して支援する体制を構築しました。この体制の強化を図り、早期から切れ目のない支援を充実させていく必要があります。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		や設備の面から本市においてはその設置が難しい状況にあります。 しかし、障がいのある子どもや家族に対し、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じた支援を身近な場所で提供できるよう、支援体制の整備を図る必要があります。 保育所等訪問支援を実施する事業所は、平成30年度に1か所開設されました。障がいのある子どもが、地域の保育園等の集団生活に適応し、健やかに暮らす社会の実現を目指し、保育所等訪問支援の利用者拡大を図る必要があります。 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、本市に支援やサービスを提供する事業所が少ないこともあり、障がいのある子どもやそのご家族の期待に必ずしもお応えできていない現状があります。特に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内にはないため、その確保を図る必要があります。 医療的ケア児の支援については、燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会と情報共有を行い、検討を進めてきました。 身近な地域で、（重症心身障がい児及び）医療的ケア児が心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各	児童発達支援センターの在り方については、他の相談窓口との役割分担や職員の配置などの課題が多く、自立支援協議会における協議は停滞しています。燕市が既に有している機能や課題の整理を行い、児童発達支援センターの在り方について検討を進める必要があります。 保育所等訪問支援を実施する事業所は、平成30年度に1か所開設されました。障がいのある子どもが、地域の保育園等の集団生活に適応し、健やかに暮らす社会の実現を目指し、保育所等訪問支援の利用者拡大を図る必要があります。 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、本市に支援やサービスを提供する事業所が少ないこともあり、障がいのある子どもやそのご家族の期待に必ずしもお応えできていない現状があります。特に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内にはないため、その確保を図る必要があります。 医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、燕地区重症心身障がい児・医療的ケア児在宅支援連絡会と情報共有を行い、検討を進めました。引き続き、同連絡会との連携を密にしながら、医療的ケア児支援のための協議の場の設置について検討していきます。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		関連分野が共通の理解に基づいて支援する体制を構築することが重要になっています。 また、医療的ケア児が必要とする各関連分野の支援の利用を調整するコーディネーターの配置が求められています。 燕市の成果目標 ■つながる支援体制を充実・強化する。 ■障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターと同等の支援機能を有する体制を整備する。 ■保育所等訪問支援の利用者を拡大する。 ■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。 ■医療的ケア児支援のために協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。 【つながる支援体制について】	燕市の成果目標 ■つながる支援体制の充実・強化に努める。 ■児童発達支援センターの在り方について検討する。 ■保育所等訪問支援の利用者の拡大に努める。 ■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。 ■医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置について検討する。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
9	66～ 68	【修正理由】 第3章④相談支援体制の機能強化との整合性を図りつつ、文言の変更を行ったもの。 加えて、「地域の相談支援事業者に対する指導・助言」「地域の相談事業者の人材育成の支援」の見込量は、直近の令和2年度の実績を反映させた数値に変更したもの。 第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 （2）相談支援体制の機能強化 【現状と課題】 平成26年4月、燕市では相談支援の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域における相談支援体制の強化に取り組んできました。 基幹相談支援センターは、当該センター機能の一部を民間事業所に委託するなど、官民協働で相談支援体制整備に向けた取組を進めるとともに、自立支援協議会相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、地域課題の抽出や課題解決に向けた協議を行ってきました。 今後は、複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる相談支援体制の充実・強化が求められています。	第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 （2）相談支援体制の機能強化 【現状と課題】 平成26年4月、相談支援の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域における相談支援体制の強化に取り組んできました。 基幹相談支援センターの運営は、設置当初から当該センター機能の一部を民間事業所に委託し、官民協働で相談支援体制整備に向けた取組を進めるとともに、自立支援協議会の相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、地域課題の抽出や課題解決に向け協働した活動を行っています。 課題として、相談支援専門員の定着や異動による質の低下を生じさせない事業所の体制づくりや、複雑・多様化す

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																				
		燕市の方向性 <table><tr><td>総合的・専門的な相談支援</td><td>基幹相談支援センターの設置により、障がいのある人の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施している。</td></tr></table> 燕市の成果目標 地域の相談支援体制の強化 ■ 相談支援専門員※³⁸の資質向上及び地域の相談支援事業所の相談支援力の向上を図ることで、基幹相談支援センターの専門的な指導・助言の回数を令和5年度に87件まで減少させる。 <table><tr><th rowspan="2">前期 目標値</th><th>実績見込</th><th colspan="3">目標値</th></tr><tr><th>令和2 年度</th><th>令和3 年度</th><th>令和4 年度</th><th>令和5 年度</th></tr><tr><td></td><td>152件</td><td>126件</td><td>105件</td><td>87件</td></tr></table>	総合的・専門的な相談支援	基幹相談支援センターの設置により、障がいのある人の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施している。	前期 目標値	実績見込	目標値			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度		152件	126件	105件	87件	る相談ニーズに対応できる支援体制の構築に向けた地域づくり・地域援助の推進があげられます。 燕市の方向性 <table><tr><td>総合的・専門的な相談支援</td><td>・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</td></tr></table> 燕市の成果目標 <table><tr><td>地域の相談支援体制の強化</td><td> 相談支援専門員の資質向上及び事業所の相談支援力の向上。 ① 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 97 件を目指す。 ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10 件を目指す。 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる支援体制の構築。 ③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 10 件を目指す。 </td></tr></table>	総合的・専門的な相談支援	・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。	地域の相談支援体制の強化	相談支援専門員の資質向上及び事業所の相談支援力の向上。 ① 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 97 件を目指す。 ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10 件を目指す。 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる支援体制の構築。 ③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 10 件を目指す。
総合的・専門的な相談支援	基幹相談支援センターの設置により、障がいのある人の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施している。																						
前期 目標値	実績見込	目標値																					
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度																			
	152件	126件	105件	87件																			
総合的・専門的な相談支援	・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。																						
地域の相談支援体制の強化	相談支援専門員の資質向上及び事業所の相談支援力の向上。 ① 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 97 件を目指す。 ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10 件を目指す。 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる支援体制の構築。 ③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 10 件を目指す。																						

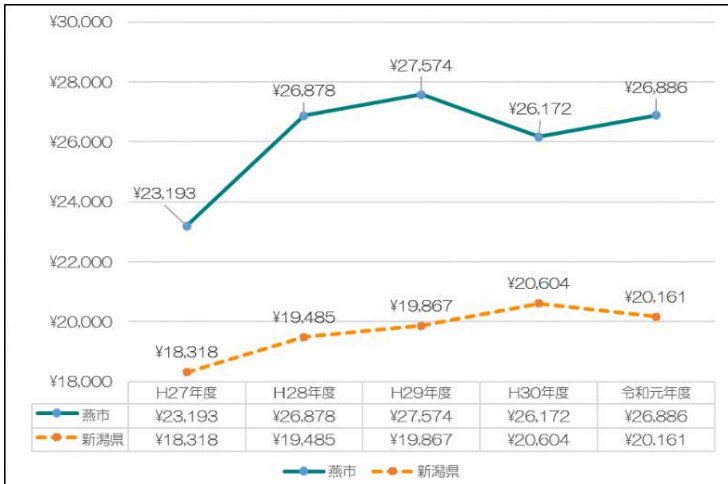
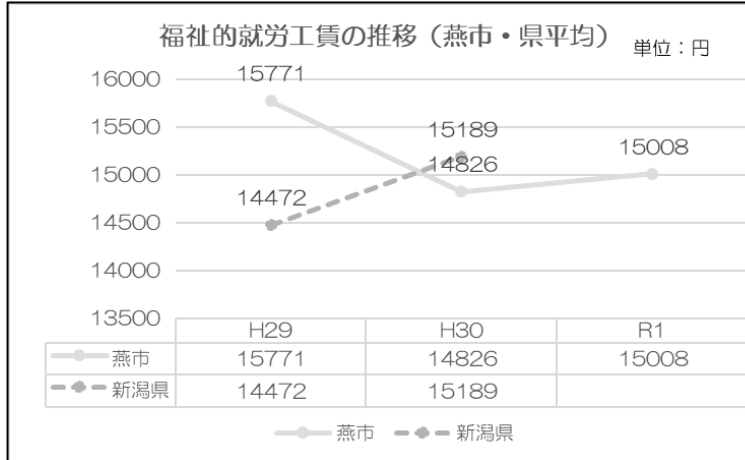
No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）																												
		■ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援として、基幹相談支援センターが相談支援機関連絡会及び相談支援専門員研修等を実施する。令和5年度には17件を目指す。 <table><tr><th rowspan="2">前期 目標値</th><th>実績見込</th><th colspan="3">目標値</th></tr><tr><th>令和2 年度</th><th>令和3 年度</th><th>令和4 年度</th><th>令和5年 度</th></tr><tr><td></td><td>14件</td><td>15件</td><td>16件</td><td>17件</td></tr></table> ■ 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できる体制を構築するため、相談支援専門員が障がい分野以外の地域の相談機関との連携を目的とした会議・研修に参加するなど、連携強化の取組の実施件数10件を目指す。 <table><tr><th rowspan="2">前期 目標値</th><th>実績見込</th><th colspan="3">目標値</th></tr><tr><th>令和2 年度</th><th>令和3 年度</th><th>令和4 年度</th><th>令和5年 度</th></tr><tr><td></td><td>8件</td><td>8件</td><td>9件</td><td>10件</td></tr></table>	前期 目標値	実績見込	目標値			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度		14件	15件	16件	17件	前期 目標値	実績見込	目標値			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度		8件	8件	9件	10件	
前期 目標値	実績見込	目標値																													
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度																											
	14件	15件	16件	17件																											
前期 目標値	実績見込	目標値																													
	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度																											
	8件	8件	9件	10件																											

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		考え方 ■地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 87件 ■地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数17件 ■地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数10件	考え方 ①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 97件を目指す。 ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 10件を目指す。 ③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 10件を目指す。
		地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出する。 基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修、ケース検討会の開催回数及び相談支援事業所が開催するケース検討会への参加回数で算出する。 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の相談支援専門員による地域の相談機関（地域包括支援センター等）との連携を目的とした会議・研修会への参加回数で算出する。	地域の相談支援事業所に対する指導・助言の件数。平成29年度から令和2年度までの相乗平均を、令和2年度の見込値に乗じて算出。 ※相談支援事業所内での相談支援力が向上するため、年々減少する見込み。 基幹相談支援センターが開催する相談支援機関連絡会、相談支援専門員研修等の開催回数。 地域の相談機関（地域包括支援センター等）との連携を目的とした会議・研修会など（基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による）。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		成果目標達成に向けた施策の展開 ■ 教育・医療・保健など、地域にある関係機関との連携強化を図る。 【燕市障がい者基幹相談支援センターの役割と機能】 燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を総合的に行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。 アリス やすらぎ はばたき つばくろ つばめ療育館 ひまわり 地域の相談支援事業所 助言 指導 連携 助言 指導 連携 権利擁護支援事業 （社会福祉協議会） 基幹相談支援センター（社会福祉課障がい福祉+地域生活支援センターやすらぎ） 1. 総合的・専門的な相談支援 2. 地域の相談支援体制の強化の取組 3. 地域移行・地域定着の促進に関する取組 4. 権利擁護・虐待の防止 成果目標達成に向けた施策の展開 ■ 教育・医療・保健など、地域にある関係機関との相互理解を促進する。 燕市障がい者基幹相談支援センターの役割と機能 燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を総合的に行います。 アリス （増設支援事業所） はばたき （増設支援事業所） やすらぎ （増設支援事業所） つばくろ （増設支援事業所） つばめ療育館 （増設支援事業所） ひまわり （増設支援事業所） 地域の相談支援事業所 権利擁護支援事業 （社会福祉協議会） 基幹相談支援センター（社会福祉課障がい福祉+地域生活支援センターやすらぎ） 1. 総合相談・専門相談 2. 地域の相談支援体制強化 3. 地域移行・地域定着促進 4. 虐待防止センター 5. 障がい者福祉施策 6. 自立支援協議会 燕市が目指す 相談支援体制について ○多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築 ○相談支援専門員の資質向上及び事業所の相談支援力の向上 ⇒ソーシャルワークの担い手としてのスキルアップ 燕市の 相談支援体制 の強化 1 途切れない相談支援 2 個人から事業所対応による相談支援力の向上 3 官民協働（基幹機能の一部委託）による事業展開の定着化	

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
10	69～ 70	【修正理由】 第3章(2)①雇用・就労・経済的自立支援の推進に合わせ、就労継続支援B型に加え、就労継続支援A型で働く人の賃金も含めた成果目標としたため、内容を変更したもの。 第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 （3）福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 ①福祉的就労の充実（燕市独自目標） 燕市の方針 国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの、本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人が生きがいをもって自立した日常生活を送るために、かけがえのない支援となっており、福祉的就労の工賃向上を本市独自の成果目標とする。これまでは、就労継続支援B型事業所に限定した成果目標を設定していたが、就労継続支援A型事業所の利用ニーズが高まる中で工賃の確保が課題となっていることから、今後は就労継続支援A型事業所も含めた成果目標を設定する。	第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 （3）福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 ①福祉的就労の充実（燕市独自目標） 燕市の方針 国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人にとって日常生活の自立と生きがいとして、かけがえのない支援となっているため、福祉的就労の工賃向上を本市独自の成果目標とする。

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）														
		燕市の方向性 就労継続支援A型・B型事業所に対する工賃向上に向けた支援体制の構築及び効果的な支援策について継続して検討を行う。 燕市の成果目標 ■ 令和5年度までに、就労継続支援A型・B型事業所の平均工賃 28,000 円/月を目指す。 <table><tr><th rowspan="2">前期 目標値</th><th>実績見込</th><th colspan="3">目標値</th></tr><tr><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr><tr><td></td><td>26,200 円/月</td><td>26,800 円/月</td><td>27,400 円/月</td><td>28,000 円/月</td></tr></table> 考え方 既設事業所の令和元年度実績 26,886 円を基準とし、新規事業所の参入を考慮して見込みを算出する。 成果目標達成に向けた施策の展開 ■ 商工分野や農業分野との連携を推進する。	前期 目標値	実績見込	目標値			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		26,200 円/月	26,800 円/月	27,400 円/月	28,000 円/月	燕市の方向性 事業所に対する工賃向上に向けた支援体制の構築及び効果的な支援策について継続して検討を行う。 燕市の成果目標 ■ 令和5年度までに、就労継続支援B型事業所の平均工賃 16,000 円/月を目指す。 考え方 令和元年度の実績 15,008 円を基準とし、毎年増加率を 2.2%と見込み算出。 成果目標達成に向けた施策の展開 ■ 農福連携、商福連携を推進する。
前期 目標値	実績見込	目標値															
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
	26,200 円/月	26,800 円/月	27,400 円/月	28,000 円/月													

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）																														
		【就労継続支援A型・B型事業所の工賃（賃金）推移（燕市・新潟県）】  <table data-bbox="414 724 1097 798"><tr><th></th><th>H27年度</th><th>H28年度</th><th>H29年度</th><th>H30年度</th><th>令和元年度</th></tr><tr><td>燕市</td><td>¥23,193</td><td>¥26,878</td><td>¥27,574</td><td>¥26,172</td><td>¥26,886</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>¥18,318</td><td>¥19,485</td><td>¥19,867</td><td>¥20,604</td><td>¥20,161</td></tr></table>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	燕市	¥23,193	¥26,878	¥27,574	¥26,172	¥26,886	新潟県	¥18,318	¥19,485	¥19,867	¥20,604	¥20,161	 <table data-bbox="1294 662 1998 753"><tr><th></th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th></tr><tr><td>燕市</td><td>15771</td><td>14826</td><td>15008</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>14472</td><td>15189</td><td></td></tr></table>		H29	H30	R1	燕市	15771	14826	15008	新潟県	14472	15189	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度																												
燕市	¥23,193	¥26,878	¥27,574	¥26,172	¥26,886																												
新潟県	¥18,318	¥19,485	¥19,867	¥20,604	¥20,161																												
	H29	H30	R1																														
燕市	15771	14826	15008																														
新潟県	14472	15189																															
11	77 ～78	【修正理由】 地域生活支援拠点等の整備について、これまでの自立支援協議会での意見を踏まえ、面的整備の考え方を明記する内容に変更したもの。 第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 （5）地域生活支援拠点等の整備 燕市の成果目標	第4章 第6期燕市障がい福祉計画及び第2期燕市障がい児福祉計画 1 計画の成果目標 （5）地域生活支援拠点等の整備 燕市の成果目標																														

No.	頁	修正後	修正前（11月16日開催 自立支援協議会時点）
		■ 令和5年度末までに、地域生活支援拠点等として、今ある社会資源を有効活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する。 【地域生活支援拠点等イメージ】 地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。	■ 令和5年度末までに地域生活支援拠点等1か所を確保する。

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																		
12	101	【修正理由】 市議会での意見を踏まえ、見込量として算定可能な内容を新潟県に確認したところ、子育て支援課が実施している事業で該当するものがあったため、内容を変更したものの。 第 4 章 第 6 期燕市障がい福祉計画及び第 2 期燕市障がい児福祉計画 2 活動指標としての見込量 4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量 ② ペアレントメンターの人数 <table><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> 見込量設定にあたっての考え方 「市が実施する支援プログラムにおいて活動するペアレントメンターの人数」	第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	2	2	2	第 4 章 第 6 期燕市障がい福祉計画及び第 2 期燕市障がい児福祉計画 2 活動指標としての見込量 (4) 発達障がい者等に対する支援の内容及び見込量 ② ペアレントメンターの人数 <table><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 見込量設定にあたっての考え方 「本計画の実施期間において、本市でのペアレントメンター養成は計画していません。」	第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	0	0	0
第 6 期見込量																					
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																			
2	2	2																			
第 6 期見込量																					
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																			
0	0	0																			

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																																										
13	107	【修正理由】 第 4 章(2)相談支援体制の機能強化で定めた成果目標「地域の相談支援体制の強化」に合わせ、「地域の相談支援事業者に対する指導・助言」「地域の相談事業者の人材育成の支援」の見込量は、直近の令和 2 年度の実績を反映させた数値に変更したもの。 第 4 章 第 6 期燕市障がい福祉計画及び第 2 期燕市障がい児福祉計画 2 活動指標としての見込量 （6）相談支援体制の充実・強化のための取組の内容及び見込量 ②地域の相談支援体制の強化 <table><tr><th colspan="3">地域の相談支援事業者に対する指導・助言</th></tr><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>126</td><td>105</td><td>87</td></tr></table> 地域の相談事業者の人材育成の支援 <table><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr></table>	地域の相談支援事業者に対する指導・助言			第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	126	105	87	第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	15	16	17	第 4 章 第 6 期燕市障がい福祉計画及び第 2 期燕市障がい児福祉計画 2 活動指標としての見込量 （6）相談支援体制の充実・強化のための取組の内容及び見込量 ②地域の相談支援体制の強化 <table><tr><th colspan="3">地域の相談支援事業者に対する指導・助言</th></tr><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>152</td><td>122</td><td>97</td></tr></table> 地域の相談事業者の人材育成の支援 <table><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></table>	地域の相談支援事業者に対する指導・助言			第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	152	122	97	第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	10	10	10
地域の相談支援事業者に対する指導・助言																																													
第 6 期見込量																																													
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																											
126	105	87																																											
第 6 期見込量																																													
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																											
15	16	17																																											
地域の相談支援事業者に対する指導・助言																																													
第 6 期見込量																																													
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																											
152	122	97																																											
第 6 期見込量																																													
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																											
10	10	10																																											

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）																		
		見込量設定にあたっての考え方 ※継続した取組を行っており、これまで実施している年間の開催回数を設定。 地域の相談機関との連携強化の取組 <table><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr><tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr></table>	第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	8	9	10	見込量設定にあたっての考え方 地域の相談機関との連携強化の取組 <table><tr><th colspan="3">第 6 期見込量</th></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td></tr><tr><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></table>	第 6 期見込量			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	10	10	10
第 6 期見込量																					
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																			
8	9	10																			
第 6 期見込量																					
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																			
10	10	10																			
14		【修正理由】 「燕市成年後見制度利用促進基本計画」については、本計画ではなく、福祉の各分野における共通的な事項を定め、上位計画として位置づけられている「地域福祉計画」の中で記載することが適当であることから、第 5 章を削除したもの。 全削除 ※第 3 章燕市障がい者基本計画⑥成年後見制度利用の促進においてアンケート調査の項目や方向性を追加記載。	第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画 (略)																		

No.	頁	修正後	修正前（11 月 16 日開催 自立支援協議会時点）
15	118	【修正理由】 「障がい特性」についての用語解説を追加したもの 資料編 1 用語解説 「障がい特性 障がい特性とは、障がいに見られる特徴的な性質のことであり、障がいの程度や種別によっても異なるものです。」	資料編 1 用語解説